

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 多古町地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成26年度



平成22年10月

千葉県多古町

# 目次

## 第1章 基本的事項

1. 計画目的……………1
2. 基準年度・計画期間・目標年度……………1
3. 対象範囲……………1
4. 対象とする温室効果ガス……………2

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量……………3
2. 要因別の排出状況……………3
3. 削減目標……………4

## 第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進……………5
2. 施設設備の改善等……………5
3. 物品購入等……………5
4. その他の取組……………5

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………6
2. 職員に対する研修等……………7
3. 実施状況の点検・評価・公表……………7
4. 計画の見直し……………8

## 資料編

1. 地球温暖化対策推進法の概要……………10
2. 取り組みチェックリスト（様式1、様式2）……………11
3. 排出量調査（様式3）……………15

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。多古町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成21年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とする。

目標年度については、平成26年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請する。

(対象施設一覧)

No	分類	施設名
1	庁舎等	多古町役場、多古町保健福祉センター
2	社会教育施設	多古町コミュニティプラザ、歴史民俗資料館
3	社会体育施設	多古町民体育館、多古町民牛尾体育館、多古町民船越プール、 多古町民テニスコート、多古町民運動場、多古町民常磐運動場、 多古町民船越運動場
4	農業用施設	房総導水路排水機場
5	児童施設	多古中央保育所、多古北保育所、多古東保育所、 多古学童保育所、久賀学童保育所
6	学校施設	多古幼稚園、久賀幼稚園、常磐幼稚園、中幼稚園、 常磐小学校、久賀小学校、多古第一小学校、多古第二小学校、中村小学校 多古中学校、多古町学校給食センター
7	水道施設	多古浄水場、久賀浄水場、東條浄水場、常磐浄水場、 中浄水場(取水井を含む)
8	污水处理施設	島地区集落排水処理施設、十余三地区集落排水処理施設、 牛尾船越地区集落排水処理施設、林地区集落排水処理施設
9	病院	国保多古中央病院
10	公園等	あじさい公園、ふれあい公園、島親水公園、大原内公園、一畝田多目的広場 水戸第一公園、水戸第二公園、水戸第三公園
11	防犯灯・街路灯	防犯灯・街路灯
12	産業振興施設	道の駅、多古町農村交流センター
13	その他	多古町教職員住宅、騒音測定局

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類の温室効果ガスのうち、ほとんどを占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を対象とする。なお、その他の温室効果ガスについては、次期計画の課題とする。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

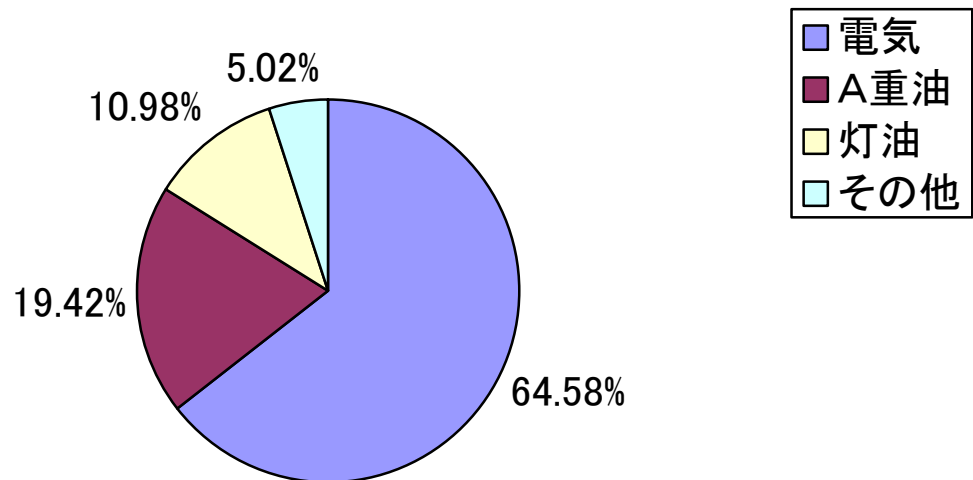
### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

多古町の事務事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、3612.22t-CO<sub>2</sub>である。

区 分	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	3612.22t-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成21年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の64.58%を占め、次いでA重油の使用が19.42%、灯油の使用が10.98%で全体の94.98%を占めている状況である。



## H21 排出量集計結果

NO	活動の種類	施設数又は台数	活動量	CO2排出量(t)	割合
1	電気使用量	50施設	5,580,522.10kwh	2,332.65	64.58%
2	A重油	2施設	258,900L	701.52	19.42%
3	灯油	18施設	159,344.6L	396.69	10.98%
4	LPガス(プロパンガス)	20施設	8,687.5 m <sup>3</sup>	53.93	1.49%
5	天然ガス(都市ガス)	1施設	11,048 m <sup>3</sup>	21.49	0.59%
6	ガソリン	44台	27,050.55L	62.80	1.74%
7	軽油	9台	16,691.2L	43.14	1.20%
合 計				3612.22	100.00%

### 3. 削減目標

平成21年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、

5. 0%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成21年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	3612.22t-CO <sub>2</sub>	5.0%	3,440.21t-CO <sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

### 1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進

- ・ 役場庁舎に、太陽光発電及び省エネ空調機器を平成22年度に導入する。

### 2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入を順次行う。
- ・ 高効率照明（LED蛍光灯等）の導入を順次行う。
- ・ 公用車を更新するときは、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー等を導入する。

### 3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときには、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選定する。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

### 4. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減（ノー残業デーの実施等）を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・ 昼休みや時間外の不必要箇所は消灯する。
- ・ トイレ、湯沸し室、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ O A機器等の電源をこまめに切るように努める。

#### ②燃料使用量の削減

- ・ 公用車の運転時に急発進、急加速をしない。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・ 公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングをしない。

### ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

### ④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

### ⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入を図る。

### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデー（自転車利用の促進）など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行うとともに温度設定の適正化を図る。  
(冷房28℃ 暖房20℃)

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

各課等に「推進担当者」を1名以上置き、各所属等における本計画の取組を推進するとともに、事務局と協力して総合的な推進を図っていく。

#### ①推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し計画を率先して推進する。

#### ②施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員であり、本計画の取組を推進する。



### ③事務局

本計画の事務局は生活環境課内に置く。事務局は、各所属、各課等の実施状況を把握するとともに、総合的な進捗管理を行う。

## 2. 職員に対する研修等

事務局は、推進担当者及び職員全員に対する環境問題に関する情報提供を行い、実行計画の普及・啓発に努める。

## 3. 実施状況の点検・評価・公表

- ①電気、燃料等エネルギーの年間使用量等温室効果ガスの排出に係る諸活動量及びコピー用紙、水道使用量等を課、所属等適切な単位で把握する。
- ②推進担当者は、各課等の事務事業の中で、①を把握し、今後の取組への強化等を検討し、職員全員で実施するように指導する。
- ③推進担当者は、半年に一度、各課1名以上選出し、取組チェックリスト（様式1）を用いて、具体的な取組状況の点検・評価を行い、年度ごとに取りまとめ、翌年度4月末までに事務局に提出する。
- ④施設管理担当者は、半年に一度、取組チェックリスト（様式2）を用いて、具体的な取組状況の点検・評価を行い、年度ごとに取りまとめ、翌年度4月末までに事務局に提出する。
- ⑤推進担当者は、月に一度、排出量調査表（様式3）を用いて、排出量の点検を行い、翌年度4月末までに事務局に提出する。
- ⑥職員は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、また、施設の新設や改築、設備の新設や更新等を行う場合は、環境への配慮が検討されているかを常にチェックすること。特に、温室効果ガスのほとんどを二酸化炭素が占めている状況に鑑み、エネルギー（電気、灯油、A重油、プロパンガス）の使用に関しては、国の「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」等の考え方に沿い、ライフサイクルコスト（LCC）、ライフサイクルCO<sub>2</sub>（LCCO<sub>2</sub>）を考慮して、ヒートポンプ等の高効率な省CO<sub>2</sub>の機器への交換等を検討する。
- ⑦事務局は、毎年本計画の実施状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について、年に一度、推進担当者会議を開催して報告・協議をすること。  
また、温室効果ガスの総排出量等の実績については、毎年広報誌やホームページ等により公表すること。

#### 4. 計画の見直し

目標、推進体制の見直しが必要な場合には、事務局にて、見直し案を作成し、推進担当者会議などを開催して見直しを行うこと。

# 資料編

## 資料 1

### 地球温暖化対策推進法の概要

#### 第 21 条 地方公共団体実行計画

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。

資料 2

様式 1

平成 年度 半期分

職員の取組

(課 (施設) 名 職員名 )

項 目	取 組 内 容	チェック
O A 機器	昼休みや一定時間の離席時には、パソコンや机周りのO A機器の電源をオフにする。	
	コピー機の利用後は、次回使用時のミスコピー防止のため、必ずリセットボタンを押す。	
	パソコンからのプリントアウトの際は、不必要な印刷をしないよう、印刷プレビューで確認してから行う。	
照明	昼休み、業務時間外は、必要なスペース以外は消灯する。	
	支障のない範囲で間引き照明を実施する。	
冷暖房	稼働時の窓・出入口の開放を禁止する。	
	使用していないスペースはオフにすること。(つけっぱなしにしない。)	
	クールビズ・ウォームビズを積極的に取入れ、服装での調整に心がける。	
	冷暖房時の温度を適切に管理する。	
公用車	アイドリングストップを徹底する。	
	エコドライブを心がける。	
	冷暖房の使用を控え、使用時は温度設定をこまめに調整する。	
	走行ルート shortest、合理化に努める。	
	公用車使用時はエコカーを優先して使用する。	
用紙	電子情報化によるペーパーレス化に努める。	
	印刷物やコピーは、支障がない限り両面とし、部数を抑制する。	
	片面利用済み用紙をサイズ別にストックするボックスを設置し、適正に活用する。	
	紙ファイルを積極的に再利用する。	

項目	取組内容	チェック
廃棄物	使い捨て製品の使用を自粛する。	
水	日常的な節水に努める。	
	洗車等はバケツ等を活用し節水に心がける。	

#### チェック方法

○該当しないと思われる項目は記載しないこと。

○チェックは次に該当するものを記載すること

- ・よく実践できた（80%以上）「A」
- ・概ね実践できた（60%～80%）「B」
- ・どちらともいえない（40%～60%）「C」
- ・あまり実践できなかった（20%～40%）「D」
- ・全く実践できなかった（20%未満）「E」

様式 2

平成 年度 半期分

施設管理担当者の取組

		(施設名	職員名	)
項 目	取 組 内 容	チェック		
全般	公共施設の建設、熱源・空調設備の改修の検討にあたっては、LCC（ライフサイクルコスト）、LCCO <sub>2</sub> （ライフサイクルCO <sub>2</sub> ）を考慮することで環境負荷低減に努める。			
	施設の新設や増改築、設備の新設や更新時には環境配慮型の省エネルギー機器（ヒートポンプ空調、給湯など高効率機器）の導入や太陽光発電等の自然エネルギー活用も検討する。			
	ノー残業デーを設ける。			
	ブラインド・カーテンにより採光・遮光・温度調整をこまめに行う。			
	環境ラベリング商品を優先購入する。			
	ノーカーデー（相乗り）を設け、通勤時の車両台数の削減を図る。			
O A 機器	省電力モードのあるものについては、設定時間等を確認し、無駄のないように設定する。			
	夜間や休日等は支障がない範囲で、待機電力にせず電源をオフにする。			
	新規購入の際には、エネルギー消費効率の高い、環境配慮型機器を導入する。			
電気 電気製品	夜間や休日等は支障がない範囲で、待機電力にせず主電源をオフにする。			
	新規購入の際には、エネルギー消費効率の高い、環境配慮型機器を導入する。			
	各部署最終退庁者による部署内の電源の確認を徹底する。			
	使用量の把握・管理をする。			
照明	使用していないスペースの消灯を徹底する。			
	明るさにより、点灯消灯をこまめに調節する。			
	省エネルギー型照明器具への切り替えを検討する。			

項目	取組内容	チェック
冷暖房	冷暖房時の温度管理を徹底する。(冷房時28℃、暖房時20℃)とし、温度設定に問題がある場合には場所に応じた対策をしたうえで、個別に温度を設定する。	
	稼働時間の短縮を徹底する。	
	クールビズ・ウォームビズを実施する。	
	空調設備新設や更新時には、ヒートポンプ等の高効率、省CO2型機器の採用を検討する。	
公用車	出張時の乗り合いを奨励し、使用台数を減らす。	
	運行状況、燃料使用量の把握・管理を行う。	
	更新（新規購入を含む）の際は、低公害車（電気自動車・ハイブリッドカーなど）、低燃費・低排出ガス認定車の導入及び導入に伴うインフラ整備に努める。	
用紙	コピー・プリンター用紙は、再生紙を購入・利用する。	
	使用量の把握・管理を行う。	
廃棄物	ごみについては、再資源化を前提とした処理や、回収業者へ引渡す。	
	分別マナーを徹底し、リサイクルの促進を図る。	
水	日常的な節水を励行する。	
	トイレでの流水音装置を利用して、節水に心がける。	

#### チェック方法

○該当しないと思われる項目は記載しないこと。

○チェックは次に該当するものを記載すること

- ・よく実践できた（80%以上）「A」
- ・概ね実践できた（60%～80%）「B」
- ・どちらともいえない（40%～60%）「C」
- ・あまり実践できなかった（20%～40%）「D」
- ・全く実践できなかった（20%未満）「E」